

斐伊川河川整備懇談会 傍聴要領

（目的）

第1条 本要領は斐伊川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）公開規定第4条に基づき、懇談会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

（入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、懇談会開始予定時刻の10分前とし、懇談会開始後の入室は認めない。
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

（懇談会の傍聴）

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 懇談会の撮影、録画、録音をしてはならない。
（ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。）
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退室等の措置）

第5条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（雑則）

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、懇談会で定める。

附則

（施行期日）

この要領は平成21年7月30日から施行する。